

No.	事業名	事業概要	平成23年度 事業計画	平成23年度 事業実績	所管局
1. あらゆる分野への参画の促進					
(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現					
① 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現					
ア. 「仕事と生活の調和」の推進					
28	「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図ります。	男女平等参画を進める会、事業者団体との連絡会等（No. 2 参照）を通して実施	男女平等参画を進める会、事業者団体との連絡会等（No. 2 参照）を通して実施	生活文化局
29 ☆	ワーク・ライフ・バランス推進事業 （平成20年度新規事業）	仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進します	・ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの普及 ・Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営	・ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの普及 ・Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営	生活文化局
30	次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業 年間500社 登録企業の取組を、「東京ワークライフバランス推進企業ナビ（愛称チャオ）」に掲載し広く公表	登録企業 年間510社 登録企業の取組を、「東京ワークライフバランス推進企業ナビ（愛称チャオ）」に掲載し広く公表	産業労働局
		企業の両立支援全般に対する取組の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	両立支援アドバイザー 2名配置 （来所及び企業訪問により相談、助言）	両立支援アドバイザー 2名配置 （来所及び企業訪問により相談、助言）	産業労働局
31	中小企業の両立支援の推進	中小企業における仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境整備を促進するため、両立支援の体制づくり等にかかる費用の一部を助成します。	助成企業 500社	助成企業 511社	産業労働局
32 ☆	いきいき職場推進事業 （平成20年度新規事業）	「いきいき職場推進事業認定企業」の認定 従業員が仕事と生活を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「いきいき職場推進認定企業」として認定し、広く公表します。 「いきいき職場東京大会・交流会」の開催 八都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信する大会を実施します。	認定企業 10社程度 応募部門 4部門 ワークライフバランスフェスタ 1回	認定企業 12社 応募部門 4部門 ワークライフバランスフェスタ 1回	産業労働局
33 ☆	働き方の改革「東京モデル」事業 （平成22年度新規事業）	大企業や中小企業が実施する、グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その取組を「東京モデル」として発信していくことにより、企業におけるワークライフバランスを推進します。	・補助件数 8プロジェクト ・補助上限額 1プロジェクト当たり1億円 ・補助率 大企業及び大企業グループ 1／2 中小企業及び中小企業グループ 2／3	・補助件数 6プロジェクト ・補助上限額 1プロジェクト当たり1億円 ・補助率 大企業及び大企業グループ 1／2 中小企業及び中小企業グループ 2／3	産業労働局
34 ☆	「東京しごとの日」の設定 （平成22年度新規事業）	都が「東京しごとの日」（仮称）を設定し、企業と都が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた様々な取組を集中的に実施し、その効果等を広く発信することにより、働く人がいきいきと働き続けられる職場環境をつくとともに、仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成を図ります。	・企業奨励金 200千円（定額）×50社 ・イベントの実施 1日	・企業奨励金 200千円（定額）×50社 ・イベントの実施 2日	産業労働局

35	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	61か所(120事業所)	44か所(86事業所)	福祉保健局
36 ☆	院内保育施設の支援 (平成20年度新規事業)	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	82か所	87か所	福祉保健局
37 ☆	医師勤務環境改善事業(院内放課後支援) (平成20年度新規事業)	女性医師が増加傾向にある中、就学後の児童を健全で安全に育成するため、院内に放課後の児童を保育する事業に取り組む病院に対して補助を実施します。	平成22年度事業終了	平成22年度事業終了	福祉保健局
② 子育てに対する支援					
ア. 保育サービスの充実					
38	保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。	国の安心こども基金による「保育所緊急整備事業」のほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減。	国の安心こども基金による「保育所緊急整備事業」のほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減。 平成23年度定員増 11,446人	福祉保健局
39	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	A型 131か所 B型 29か所	A型 142か所 B型 25か所	福祉保健局
40	認証保育所に関する不動産取得税、固定資産税等の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	・固定資産税等 ・不動産取得税 ・事業所税	191件 1件 21件(事業者数)	主税局
41	家庭的保育事業の推進	自宅で家庭的な保育を行う家庭的保育事業を推進します。	乳幼児数821人 (区部は一部財政調整交付金により実施)	受託乳幼児数 延25,332人 (区部は一部財政調整交付金により実施)	福祉保健局
42	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	全市町村 39か所	全市町村 39か所	福祉保健局
43	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図ります。	732か所	774か所	福祉保健局
44	病児・病後児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	病児・病後児対応型事業 118か所 ・体調不良児対応型事業 20か所	病児・病後児対応型事業 109か所 体調不良児対応型事業 19か所	福祉保健局
45	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業の充実を図ります。	77か所	57か所	福祉保健局
46	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	684園	685園	生活文化局
47	認可外保育施設保育従事者研修会の実施	認可外保育施設の職員に対し、業務に必要な知識を付与し、技能を修得させることにより、その資質の向上を図り、子供の福祉を推進します。	平成20年度事業終了	平成20年度事業終了	福祉保健局
48 ☆	認証保育所運営指導事業 (平成21年度新規事業)	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対して保育士等の専門職を活用した運営指導を実施します。	・現地確認 ・開設後運営指導	・現地確認 ・開設後運営指導	福祉保険局

東京都男女平等参画施策 平成23年度実施状況

49 ☆	認証保育所等研修事業 (平成22年度新規事業)	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員に対する研修を実施します。	・認証保育所施設長研修 年300名 ・認証保育所中堅保育士研修 年300名 ・家庭的保育者研修 年120名 ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年7,000名	・認証保育所施設長研修 年238名 ・認証保育所中堅保育士研修 年345名 ・家庭的保育者研修 年224名 ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年8,137名	福祉保険局
50	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	地方裁量型10か所 教育機能補助11か所 52園(運営費、開設準備経費等への補助)	地方裁量型10か所 教育機能補助11か所 43園(運営費、開設準備経費等への補助)	福祉保健局 生活文化局
51	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。(再掲)	(No. 35参照)	(No. 35参照)	教育庁 福祉保健局
52 ☆	院内保育施設の支援 (平成20年度新規事業)	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。(再掲)	(No. 36参照)	(No. 36参照)	福祉保健局
イ. 地域での子育て支援					
53	一時預かり事業補助	パートタイム勤務や病気などで一時的に子育てができない場合などに子供を預かる一時預かり等事業補助の充実を図ります。	・都単独型 70,000人 ・地域密着Ⅱ型加算 35,000人	・都単独型 38,243人 ・地域密着Ⅱ型加算 5,483人	福祉保健局
54 ☆	定期利用保育事業補助 (平成22年度新規事業)	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。	定期利用保育事業 200,000人 (うち、特定保育10,650人)	定期利用保育事業 73,742人 (うち、特定保育10,472人)	福祉保健局
55	東京都子供家庭総合センターの整備	福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かしながら、子育て支援を必要とする事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子供と家庭を総合的に支援する拠点として、東京都子供家庭総合センターを設置します。	・平成24年度開設予定 ・構造:SRC造、地上7階・地下1階 ・敷地/延床面積:約5,500㎡/約14,500㎡	・平成24年度開設予定 ・構造:SRC造、地上7階・地下1階 ・敷地/延床面積:約5,500㎡/約14,500㎡	福祉保健局 教育庁 警視庁
56	子供家庭支援センター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	・先駆型50か所 ・従来型2か所 ・小規模型6か所 (区部は財政調整交付金により実施、市町村部は子供家庭支援区市町村包括補助により実施)	・先駆型51か所 ・従来型2か所 ・小規模型6か所 (区部は財政調整交付金により実施、市町村部は子供家庭支援区市町村包括補助により実施)	福祉保健局
57	子育てひろば機能の整備	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所(保育所等)で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	・次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)により実施 (A型のうち、市町村部は子育て推進交付金(No. 39参照)により実施、区部は財政調整交付金により実施) ・センター型 81か所 ・ひろば型 132か所	・子育て支援交付金により実施(A型のうち、市町村部は子育て推進交付金(No. 39参照)により実施、区部は財政調整交付金により実施) ・センター型 85か所 ・ひろば型 142か所	福祉保健局
58 ☆	企業・商店街等との連携による子育て支援事業 (平成20年度新規事業)	区市町村が地域の企業や商店街等の協賛を得て行う、中学生以下の子供がいる世帯及び妊婦のいる世帯への優待事業を行う場合、一定の補助を行います。	平成22年度事業終了	平成22年度事業終了	福祉保健局

東京都男女平等参画施策 平成23年度実施状況

59 ☆	親の子育て力向上支援事業 (平成20年度新規事業)	育児に自信のもてない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施	子供家庭支援区市町村包括補助により実施	福祉保健局
60 ☆	区市町村相談対応力強化事業 (平成20年度新規事業)	地域における子育て対応力強化を図るため、子育てひろばB型を身近な支援拠点とするきめ細かな地域の相談体制を構築するとともに、子供家庭支援センターにおけるスーパーバイザーの活用を支援します。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施	子供家庭支援区市町村包括補助により実施	福祉保健局
61	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	798クラブ	759クラブ	福祉保健局
62	放課後における子どもの居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。	放課後子供教室への補助 1,080か所 区市町村が、地域の人々の参画を得て、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)をつくり、学習・スポーツ・文化活動や交流活動などを行う事業に補助します。	放課後子供教室への補助 1,009か所 区市町村が、地域の人々の参画を得て、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)をつくり、学習・スポーツ・文化活動や交流活動などを行う事業に補助します。	教育庁
63	児童相談所の運営	18歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	11か所	11か所	福祉保健局
64	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手助けをしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	運営費補助(子供家庭支援区市町村包括補助により実施)	運営費補助(子供家庭支援区市町村包括補助により実施)	福祉保健局
65	子育てスタート支援事業の実施	特に支援を要する母子に対して、出産退院後、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うなど、妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートし、母親の心身の安定を図るとともに、育児知識等の習得などの支援を行います。	運営費補助(子供家庭支援区市町村包括補助により実施)	運営費補助(子供家庭支援区市町村包括補助により実施)	福祉保健局
66	パートナー保育登録の推進	登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験などの子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。	民間社会福祉施設サービス推進費補助を通して実施	民間社会福祉施設サービス推進費補助を通して実施	福祉保健局
67	児童虐待への取組の推進	子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所により対応(No. 63参照)	児童相談所により対応(No. 63参照)	福祉保健局
			要支援家庭の早期発見・支援事業(医療保健政策区市町村包括補助により実施)	要支援家庭の早期発見・支援事業(医療保健政策区市町村包括補助により実施)	
			健全育成の観点からの連携	健全育成の観点からの連携	教育庁
			通常業務を通して実施	通常業務を通して実施	警視庁
68 ☆	子供の心の診療拠点病院 (平成20年度新規事業)	子供の心の問題(虐待・発達障害・いじめ・不登校等)について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的作用を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	都内1医療機関	都内1医療機関	福祉保健局

69	勝どき一丁目地区プロジェクト	都営住宅の建替えにより創出された都市再生用地を活用して、子育て世帯が入居しやすい家賃の賃貸住宅を供給し、住宅面から子育てを支援するとともに、医療や保育の機能を整備し、子育て世帯が安心して快適に暮らせるまちづくりをめざします。	平成19年度工事着工（平成22年度完成）	平成19年度工事着工（平成22年度完成）	都市整備局
70	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲）	（No. 42参照）	（No. 42参照）	福祉保健局
71	子供の生活習慣確立の取組	子供の生活習慣確立の必要性を社会にアピールするとともに、学校、地域社会、企業、行政機関等が協働して、家庭での取組を支援します。	平成20年度事業終了	平成20年度事業終了	教育庁
72	幼児の生活リズム改善に向けた取組	幼児の生活リズム（睡眠、食事、遊び）に関する課題や工夫点を事例としてとりまとめた報告書をもとに、家庭への啓発や幼稚園・保育園でのモデル事業などを実施し、子どもの生活リズム改善に向けた取組を推進します。	平成19年度事業終了	平成19年度事業終了	青少年・治安対策本部
ウ. ひとり親家庭への支援等					
73	ひとり親家庭支援センター事業	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、ひとり親家庭およびその関係者に対し、生活相談、養育費相談、就職情報の提供、就業支援講習会などの各種支援策を実施します。	東京都ひとり親家庭支援センターにおいて実施	東京都ひとり親家庭支援センターにおいて実施	福祉保健局
74	ひとり親家庭生活支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や資格取得支援など、各種事業への補助を行います。	2市	3市	福祉保健局
75	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	全市（区部は財政調整交付金により実施）	全市（区部は財政調整交付金により実施）	福祉保健局
76	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。	13町村	13町村	福祉保健局
77	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	都内母子自立支援員に対して都が研修を実施	都内母子自立支援員に対して都が研修を実施	福祉保健局
78	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。	ハローワーク（公共職業安定所）との連携により実施	ハローワーク（公共職業安定所）との連携により実施	福祉保健局
79	児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭に対する児童扶養手当又は児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。	・児童扶養手当 都実施は町村部 ※平成22年8月分から父子家庭も支給対象 ・児童育成手当 区部は財政調整交付金により実施	・児童扶養手当 都実施は町村部 ※平成22年8月分から父子家庭も支給対象 ・児童育成手当 区部は財政調整交付金により実施	福祉保健局
80	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。	8,628件	7,708件	福祉保健局
81 ☆	高等技能訓練促進費等事業費の補助 （平成22年度新規事業）	国家資格取得に関わる養成機関へ通学する母子家庭の母に訓練促進費を支給する事業を行う区市に対して費用の一部を補助します。	49区市	49区市	福祉保健局

82	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭等の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。（再掲）	・職業訓練手当の支給 定員248名 （No. 12一部参照） ・母子家庭の母等の職業的自立促進（委託訓練） 定員180名 （No. 22一部参照）	・職業訓練手当の支給 368名 （No. 12一部参照） ・母子家庭の母等の職業的自立促進（委託訓練） 入校91名 （No. 22一部参照）	産業労働局
83	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	・ポイント方式による募集年2回募集（2月、8月） ・世帯向け募集における当選倍率の優遇（7倍）年2回募集（5月、11月） ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て60戸程度（年間）	・ポイント方式による募集年2回募集（2月、8月） ・世帯向け募集における当選倍率の優遇（7倍）年2回募集（8月、11月）※平成23年度は東日本大震災等避難者への住宅提供のため、5月募集を見合わせ8月に実施 ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て42戸（年間）	都市整備局
エ. 育児休業取得者の支援					
84	育児・介護休業者生活資金の融資	妊娠期から子育て期間中の人又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、子育てにかかる費用及び介護休業期間中の生活資金を低利で融資します。	「子育て・介護支援融資」として実施 ・融資により、中小企業従業員の育児又は介護休業期間中の生活資金を支援	「子育て・介護支援融資」として実施 ・融資により、中小企業従業員の育児又は介護休業期間中の生活資金を支援 融資実績 81件	産業労働局
オ. 行動しやすいまちづくり					
85	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 ・福祉のまちづくり推進計画の都民参加による事業の評価 ・カラーユニバーサルデザインの庁内理解の推進	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 推進協議会2回 専門部会5回 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 ・福祉のまちづくり推進計画の都民参加による事業の評価 ・カラーユニバーサルデザインの庁内理解の推進	福祉保健局
86	福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業（ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業）	12地区	・公共施設、鉄道駅、公園、商店街等、人が多く集まる地域を区市町村が設定し、地域住民及び事業者と連携しながらユニバーサルデザインの視点に立った面的整備を実施（事業計画期間：3年間）8地区 <平成21年度～23年度実施地区> ○ 足立区（西新井大師周辺地区） ○ 小平市（鷹の台駅周辺） ○ 日野市（豊田駅周辺） <平成22年度～24年度実施地区> ○ 港区（田町駅周辺地区） ○ 世田谷区（千歳烏山駅を中心とした南烏山周辺地区及び上祖師谷一丁目地内） <平成23年度～25年度	福祉保健局
		(2)ユニバーサルデザイン整備促進事業（とうきょうトイレ事業）	16地区	17地区	
		(3)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	246両	105両	
		(4)区市町村福祉のまちづくり取組発表会	・福祉のまちづくりにおける区市町村の先駆的な取組を紹介するシンポジウムを開催し、他の区市町村への波及及び都民への理解促進を図る。（年1回開催）	福祉のまちづくりにおける区市町村の先駆的な取組を紹介するシンポジウムを開催し、他の区市町村への波及及び都民への理解促進を図る。（年1回開催）	
		(5)鉄道駅エレベーターなど整備事業	2駅	2駅	

			・エレベーター供用開始 4 駅 7 基 (年度末累計 104駅215基)	・エレベーター供用開始 5 駅 5 基 (年度末累計102駅213基)	交通局
			・エスカレーター 供用開始 3 駅 4 基 (年度末累計 103駅 777基)	・エスカレーター 供用開始 1 駅 3 基 (年度末累計 103駅772基)	
		(6) 鉄道駅へのだれでもトイレ設置	全駅整備完了のため22年度で事業終了	・全駅整備完了のため22年度で事業終了	
		(7) ノンステップバスの導入	・ノンステップバス 103両 (年度末累計 1,457両)	・ノンステップバス 81両 (年度末累計 1,440両)	
87 ☆	子育て家庭の外出環境の整備 (平成20年度新規事業)	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	(子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施)	子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施	福祉保健局
③ 介護・高齢者に対する支援					
ア. 介護への支援					
88	在宅介護サービス	・ 訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	東京都高齢者保健福祉計画(平成21年度～平成23年度)における主なサービスの目標量 22,715,731回/年	23,811,084回/年	福祉保健局
		・ 訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	718,916回/年	691,515回/年	
		・ 訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。	2,078,295回/年	2,340,337回/年	
		・ 訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。	251,911日/年	750,896回/年 ※単位を(日)から(回)へ変更	
		・ 通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	通所介護 7,841,206回/年 通所リハビリテーション 1,844,313回/年	通所介護 9,893,447回/年 通所リハビリテーション 1,776,985回/年	
		・ 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等または医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。	2,289,699日/年	2,191,540日/年	
89	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	新規 134ユニット	新規 98ユニット 継続 64ユニット	福祉保健局

90	介護保険施設の整備 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 19か所 ・継続 21か所 ・施設改修費 11箇所	・新規 18か所 ・継続 15か所 ・施設改修費 16箇所	福祉保健局
91	介護保険施設の整備 (老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 9か所 ・継続 11か所	・新規 7か所 ・継続 11か所	福祉保健局
イ. 介護休業取得者の支援					
92	育児・介護休業者生活資金の融資	妊娠期から子育て期間中の人又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、子育てにかかる費用及び介護休業期間中の生活資金を低利で融資します。(再掲)	(No. 84参照)	(No. 84参照)	産業労働局
ウ. 高齢者の自立支援					
93	しごとセンター事業の推進(高齢者の雇用就業支援)	しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援	しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援 利用者数38,533人	産業労働局
94 ☆	団塊世代向け就業支援 (平成20年度新規事業)	団塊の世代の高い就業意識に添えていくため、「団塊の世代向け就業支援総合セミナー」、「中小企業向けエキスパート人材開発プログラム」など、就業支援サービスを提供します。	・団塊の世代向け就業支援「総合」セミナー 定員1,200名 ・中小企業向けエキスパート人材開発プログラム 定員100名	・団塊の世代向け就業支援「総合」セミナー 663名 ・中小企業向けエキスパート人材開発プログラム 95名	産業労働局
95	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村に対して補助します。	58区市町村に補助	58区市町村に補助	産業労働局
96	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	15区市に補助	15区市に補助	産業労働局
97	職業訓練の実施(高齢者訓練)	高齢者が身近な地域で職業訓練を受けられるよう、各地域の都立職業能力開発センターで高齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関への委託訓練を活用し、受講機会の拡大を図ります。	・高齢者向け訓練 定員1,140名 ・高齢者向け委託訓練 定員600名 (No. 12一部参照)	・高齢者向け訓練 入校954名 ・高齢者向け委託訓練 入校379名 (No. 12一部参照)	産業労働局
98	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が緊急事態に陥ったとき、または火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応 ・緊急通報システム受信業務 ・火災安全システム受信業務	高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応 ・緊急通報システム受信業務 ・火災安全システム受信業務	福祉保健局 東京消防庁
99	シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン(管理人)又はLSA(生活援助員)を配置し、地域包括支援センター等や、緊急時に24時間の対応が可能な介護保険事業所等との連携が図られているシルバーピアを整備します。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応 300戸(都営住宅の建設等)	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応(51区市町村) 0戸(都営住宅の建設等)	福祉保健局 都市整備局
100	高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー化など高齢入居者に配慮した賃貸住宅に対し、整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。	500戸(認定予定)	170戸(認定)	都市整備局
101	バリアフリー化の普及促進	「東京都住宅バリアフリー推進協議会」の活動を通じて、民間住宅のバリアフリー化の普及促進を図ります。	講演会、コンペ及び相談室等を実施	東京都住宅バリアフリー推進協議会脱退	都市整備局

102	高齢者円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度	高齢者の入居を受け入れる賃貸住宅を登録し、その情報を広く提供します。	不動産関係団体と連携し、家主等へ制度を周知 平成22年9月、本制度を補完するため、都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅について「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度」を創設	不動産関係団体と連携し、家主等へ制度を周知 平成22年9月、本制度を補完するため、都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅について「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度」を創設	都市整備局
103	高齢者等入居支援事業「あんしん入居制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。	(財)東京都防災・建設まちづくりセンターの自主事業 平成22年7月、「あんしん居住制度」と名称を変更するとともに、「持ち家」も対象に広げる等、条件を緩和	(財)東京都防災・建設まちづくりセンターの自主事業 平成22年7月、「あんしん居住制度」と名称を変更するとともに、「持ち家」も対象に広げる等、条件を緩和	都市整備局
104	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	年4回募集（2月、5月、8月、11月）	年3回募集（2月、8月、11月）※平成23年度は東日本大震災等避難者への住宅提供のため、5月募集を見合わせ8月に実施したため、年3回募集実施	都市整備局
エ. 行動しやすいまちづくり					
105	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。（再掲）	(No. 85参照)	(No. 85参照)	福祉保健局
106	福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業（ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業）（再掲） (2)ユニバーサルデザイン整備促進事業（とうきょうトイレ整備事業）（再掲） (3)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業（再掲） (4)区市町村福祉のまちづくり取組発表会（再掲） (5)鉄道駅エレベーターなど整備事業（再掲） (6)鉄道駅へのだれでもトイレ設置（再掲） (7)ノンステップバスの導入（再掲）	(No. 86参照)	(No. 86参照)	福祉保健局 交通局